

## 鳥取県教育委員会ハラスメント防止要綱

### 1 目 的

この要綱は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）によるハラスメント行為の防止及びハラスメント行為が生じた場合の対応に関し必要な事項を定めることにより、相互に人権を尊重しあう良好な職場環境及び教育行政に対する信頼性を確保することを目的とする。

### 2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職場 教職員がその職務を遂行する場所をいい、公務のための旅行先その他教職員が通常勤務をする場所以外の場所及び職場の上下関係や人間関係がそのまま持続する宴席、その他実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。
- (2) ハラスメント セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど、職場における本来の業務、指導、人材育成等の適正な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害するような嫌がらせ等を継続的に行い、それを受けた教職員の働く環境を悪化させたり、雇用について不安を与えたりすることをいう（ただし、言動によっては繰り返し又は継続的に行わない場合も該当する。また、教職員が、職務上接する教職員以外の者（児童・生徒は除く。以下「教職員以外の者」という。）から受ける行為又は教職員以外の者に行う行為を含む。）

なお、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては含まないものとする。
- (3) セクシュアルハラスメント 職場において行われる教職員又は教職員以外の者を不快にさせる性的な言動
- (4) パワーハラスメント 職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、職場において教職員又は教職員以外の者に対して行われる、業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる言動
- (5) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において行われる次に掲げるものとする。
  - ① 女性教職員が妊娠若しくは出産したこと又はこれらに起因する症状による勤務への影響に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの
  - ② 教職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること等に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの
- (6) 教職員 次に掲げる者とする。
  - ① 県教育委員会事務局、県立学校及び県立学校以外の県教育機関の教職員（非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。）
  - ② 市町村立学校（学校組合立学校を含む。）の県費負担教職員（非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。）

### 3 基本理念

#### (1) 県教育委員会の責務

- ① 県教育委員会は、教職員によるハラスメント行為の未然防止及び排除に努めるものとする。

- ② 現にハラスメント行為が発生した場合には、県教育委員会は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて県教育委員会全体の再発防止方策を講じるものとする。

この場合において、被害事案に係る苦情相談に当たっては、被害者及び行為者のプライバシーの保護に十分留意するものとする。

また、教職員又は教職員以外の者が、相談したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを受けることがないように十分留意するものとする。

## (2) 所属長の責務

- ① 所属長は、職員がその能力を十分に発揮できるよう良好な職場環境を確保するため、所属職員に対し、執務を通じた指導や研修会などによる意識啓発を行い、ハラスメントの防止に努めるものとする。
- ② 所属長は、ハラスメントやハラスメントに発展する可能性のある状況を把握した場合は、早期に適切な対応を行うものとする。

## (3) 教職員の責務

- ① 教職員は、ハラスメント行為は単なる当事者の問題ではなく、職場ひいては教育行政全体の問題であり、かつ人権侵害であるとの認識に立って、その防止に努めるものとする。
- ② 教職員は、現にハラスメント行為が発生していると認めるときは、進んで相談窓口にご相談する等その解決に向け積極的に行動するものとする。

## 4 苦情・相談への対応

県教育委員会は、教職員が受けた又は行ったハラスメント行為に関する苦情や相談を、教職員及び教職員以外の者（以下「教職員等」という。）から受けるため、次のとおり体制を整備する。

### (1) 相談窓口

セクシュアルハラスメント行為及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント行為（以下「セクハラ行為等」という。）とパワーハラスメントをはじめとするその他のハラスメント行為（以下「パワハラ行為等」という。）に関して、教職員等から相談を受け付ける窓口を次のとおり設置する。

区 分	セクハラ行為等		パワハラ行為等	
相談者	教職員	教職員以外の者	教職員	教職員以外の者
担 当	教育総務課 (福利担当)	教育総務課 (教育行政監察担当)	教育総務課（教育行政監察担当）	

#### ① 職務

- ア 教職員が受けた又は行ったハラスメント行為に係る苦情相談の聞き取り及び調査  
 イ 被害者に対する助言等  
 ウ 行為者及び所属職場に対する助言、指導及び必要なあっせん（軽易なものに限る。）  
 エ 相談窓口で受けた苦情相談の教育総務課長への報告

#### ② 相談方法

電話、文書（郵送、メール）及び面接のいずれかによる。匿名による相談も可能とする。

## (2) ハラスメント対策担当者

県教育委員会事務局、県立学校及び県立学校以外の県教育機関の各所属にハラスメント対策担当者を配置し、教職員が教職員等から受けたハラスメント行為に関する相談の対応、教職員の意識向上及び普及啓発に努めるものとする。

ハラスメント対策担当者の職務は、次のとおりとする。

- ① 所属職員からのハラスメント行為に係る苦情相談対応
- ② 苦情相談内容の相談窓口への報告
- ③ 相談窓口の調査の支援
- ④ ハラスメント行為の防止に関する普及啓発の支援

ハラスメント対策担当者は、相談を受け付けたときは迅速に相談窓口へ報告するものとする。

## (3) 是正措置等

- ① 県教育委員会は、各相談窓口で受けた苦情相談に関して、次のとおり対応する。

ア ハラスメント行為が生じた教職員の所属職場又は関係する所管課等と連携し、必要な是正措置、再発防止策を図るものとする。

イ 教育総務課長は、セクハラ行為等（ただし、市町村立学校の県費負担教職員及び教職員以外の者に係るものは除く。）について、セクシュアルハラスメント対策専門委員会（以下「セクハラ対策専門委員会」という。）に報告するものとする。

- ② ハラスメント対策担当者、相談窓口の担当者及び上記①（イ）を担当する職員は、苦情相談の対応に当たり、相談者等のプライバシーや名誉及び人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 5 ハラスメント防止委員会

### (1) 目的及び設置

県教育委員会における教職員間のハラスメント行為の未然防止に係る対策を推進することを目的として、次のとおり鳥取県教育委員会ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

### (2) 所掌事務

- ① ハラスメント行為を未然防止するための方策（職員研修及び啓発等）の検討に関すること
- ② 前号に掲げるもののほか、ハラスメント行為の未然防止に関すること

### (3) 組織

- ① 防止委員会は委員長及び委員 12 人で構成する。
- ② 委員長は、教育総務課長をもって充てる。
- ③ 委員は、教育人材開発課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、人権教育課、図書館、地方機関及び県立学校の職員の中から委員長が指名する者並びに職員団体推薦者で構成するものとする。
- ④ 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の選任は、前任者の残任期間とする。

### (4) 委員長

- ① 委員長は、防止委員会を代表し、会務を総理する。
- ② 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (5) 会議

- ① 防止委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- ② 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ③ 防止委員会の会議は、原則として、1年に2回開催する。ただし、必要に応じ随時に開催することができる。

## (6) 庶務

防止委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

## (7) 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 6 セクハラ対策専門委員会

### (1) 目的及び設置

セクハラ行為等の未然防止及び被害に組織的に対応するため、総括衛生委員会に次のとおりセクハラ対策専門委員会を設置する。

### (2) 所掌事務

セクハラ対策専門委員会の職務は次のとおりとする。

- ① 教職員（ただし、市町村立学校の県費負担教職員は除く。）が報告又は相談した事項が、セクハラ行為等に該当することの有無についての分析、検討
- ② 検討結果について総括衛生委員会への報告
- ③ 緊急を要するものに係る県教育委員会への調査の要請及び施策の提言

### (3) 組織

- ① 委員は、教育総務課、教育人材開発課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、人権教育課、体育保健課の職員及び職員団体推薦者で構成するものとする。
- ② 委員長は、委員の互選により選出するものとする。

### (4) 会議

セクハラ対策専門委員会の会議は、各所属の職員から報告又は相談があったとき、又は必要に応じて教育総務課長が招集する。

### (5) 事務局

セクハラ対策専門委員会の事務局は、教育総務課に置く。

### (6) 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 7 職員の処分

県教育委員会は、教職員のハラスメント行為により著しい被害を受けた事案が発生した場合、その他必要があると認める場合には、速やかに必要な調査を行い、地方公務員法第27条の規定に基づく懲戒処分の適否を検討するものとする。

## 8 教職員の意識啓発

- (1) 県教育委員会は、研修会の開催、パンフレット配付等を通して、常にハラスメント行為に対する教職員の意識向上及び普及啓発に努めるものとする。
- (2) 県教育委員会は、特に新たに教職員となった者及び新たに管理監督者になった者に対し、ハ

ラスメント行為防止に対する意識の向上に努めるものとする。

## 9 市町村教育委員会との連携

県教育委員会は、市町村立学校に勤務する県費負担教職員によるハラスメント行為に係る相談を受けた場合は、被害者、行為者又はハラスメント行為を見たり聞いたりした教職員のサービスを監督する市町村教育委員会に相談内容を引き継ぐ又は調査を依頼するものとする。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鳥取県教育委員会ハラスメント防止委員会設置規程、教育委員会セクシュアル・ハラスメント防止要綱、パワーハラスメントの防止に向けた取組指針、セクハラ対策担当者設置要項は廃止する。